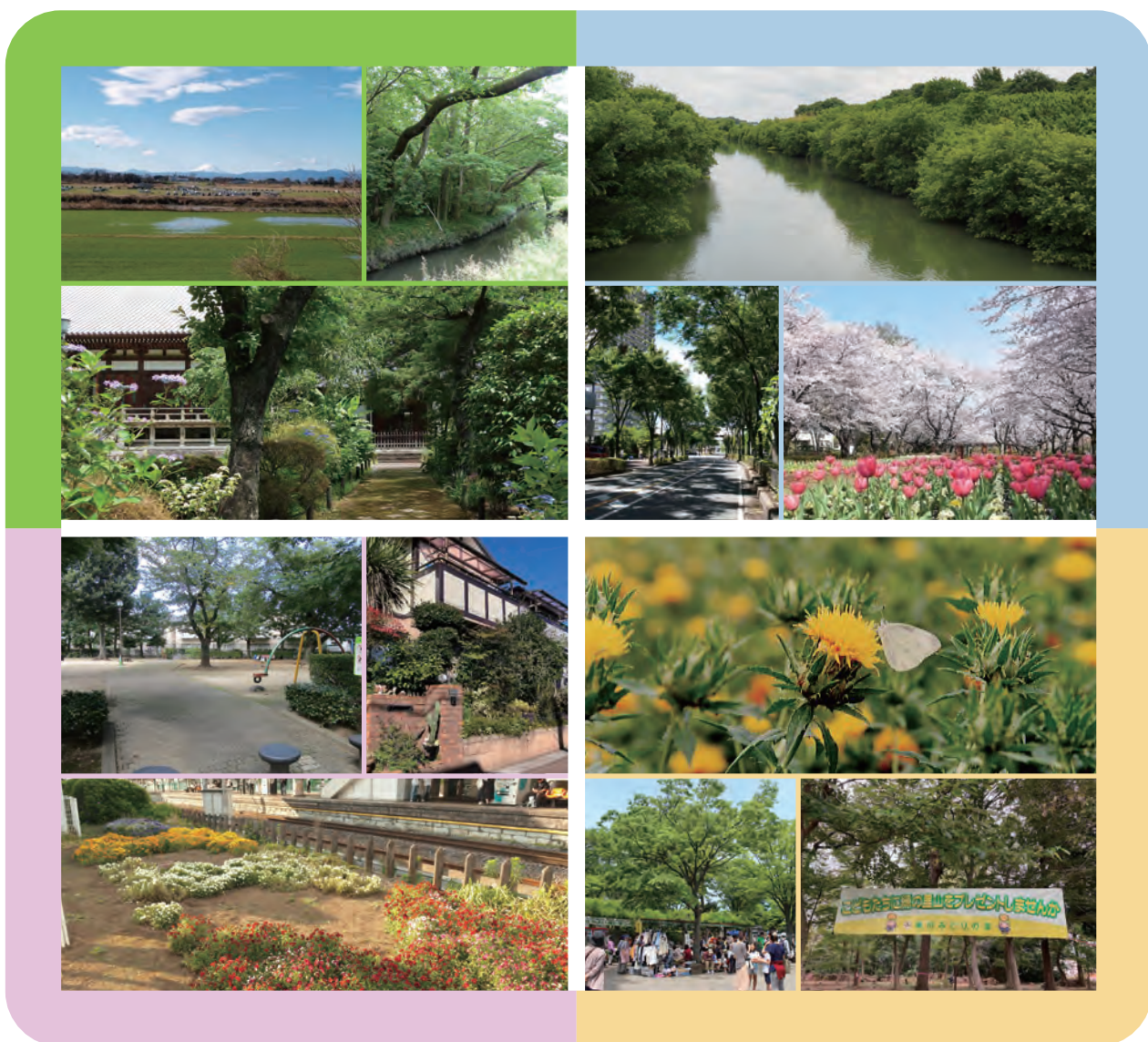


第二次 桶川市緑のまちづくり基本計画 【概要版】



令和7年3月
桶 川 市

計画の趣旨

本編 P2

都市緑地法では、緑地の適正な保全や緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができると規定しています。

本市では、「緑の基本計画」を単なる緑のための計画ではなく、まちづくりの一環と位置づけ、市民等、事業者、行政による緑のまちづくりのための総合的な計画としています。

計画の位置づけ

本編 P2

前計画である「桶川市緑のまちづくり基本計画」は、令和 7 年（2025 年）を目標年次とし、平成 16 年（2004 年）3 月に策定しました。この度、前計画が目標年次に達することに伴い、「桶川市第六次総合計画」に即し、関連する諸計画との連携等を図り、関連法令の改正や近年における緑を取り巻く社会情勢を踏まえ「第二次桶川市緑のまちづくり基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。



図 計画の位置づけ

計画の目標年度

本編 P3

本計画は、その実現に至るまで多くの時間を要することから、中長期的な視点による継続的な取組が重要となります。そのため、令和 7 年度（2025 年度）を初年度とし、令和 26 年度（2044 年度）を目標年度とする 20 年間の計画期間とします。

計画の対象とする緑

本編 P3

本計画では、以下に示す空間を対象とする緑とします。

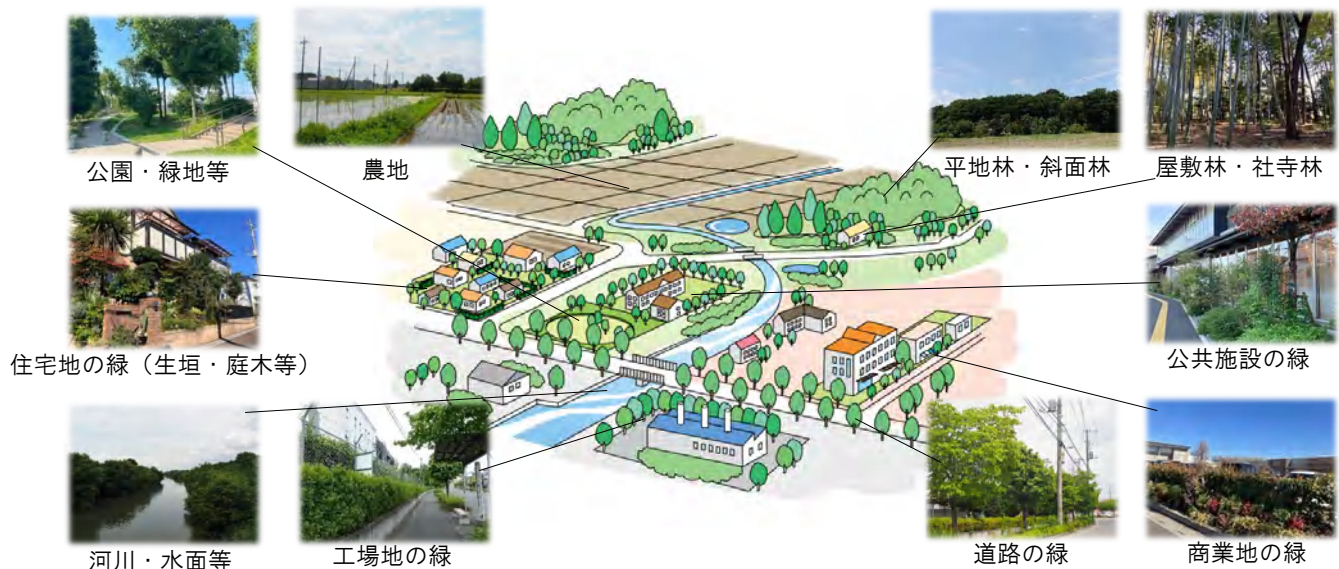


図 計画の対象とする緑

緑の持つ機能

本編 P5

本計画では、緑の持つ機能を、以下のように整理します。

①環境保全機能

二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の抑制など

②レクリエーション機能

市民の憩いや自然とのふれあいの場、地域コミュニティの核となる役割など

③防災・減災機能

避難場所、火災延焼の防止、土砂の流出抑制、雨水の浸透貯留機能など

④景観形成機能

気候や風土に応じた景観形成、子どもたちの感受性の醸成など

⑤生物多様性確保機能

多様な動植物の生息域、生態系の維持など

本市における緑地面積は、約 1,182ha となっており、市域面積の約 47%となっています。

緑地面積一覧

区分		現況値(令和6年度)
施設緑地	都市公園	22.04 ha
	公共施設緑地	44.28 ha
	民間施設緑地	43.39 ha
	施設緑地 合計 ①	109.71 ha
地域制緑地	河川区域	242.16 ha
	近郊緑地保全区域	230.00 ha
	農用地区域	582.09 ha
	生産緑地	18.06 ha
	市民緑地	1.73 ha
	保存樹林	4.36 ha
	史跡	0.91 ha
	地域制緑地 計 ②	1,079.31 ha
	地域制緑地間の重複 ③	223.53 ha
	地域制緑地 合計(②-③) ④	855.78 ha
その他	施設緑地と地域制緑地間の重複 ⑤	29.36 ha
	施設緑地と地域制緑地の合計(①+④-⑤) ⑥	936.13 ha
	地域制緑地を除く農地	188.69 ha
	地域制緑地を除く樹林地	56.85 ha
	その他の緑地 合計 ⑦	245.54 ha
緑地 合計(⑥+⑦)		1,181.67 ha

(令和6年10月時点)



荒川太郎右衛門自然再生地



城山公園



市街化調整区域の畑地



駅西口花壇

緑のまちづくりの方針

本編 P45-P53

緑のまちづくりの将来像

本編 P46

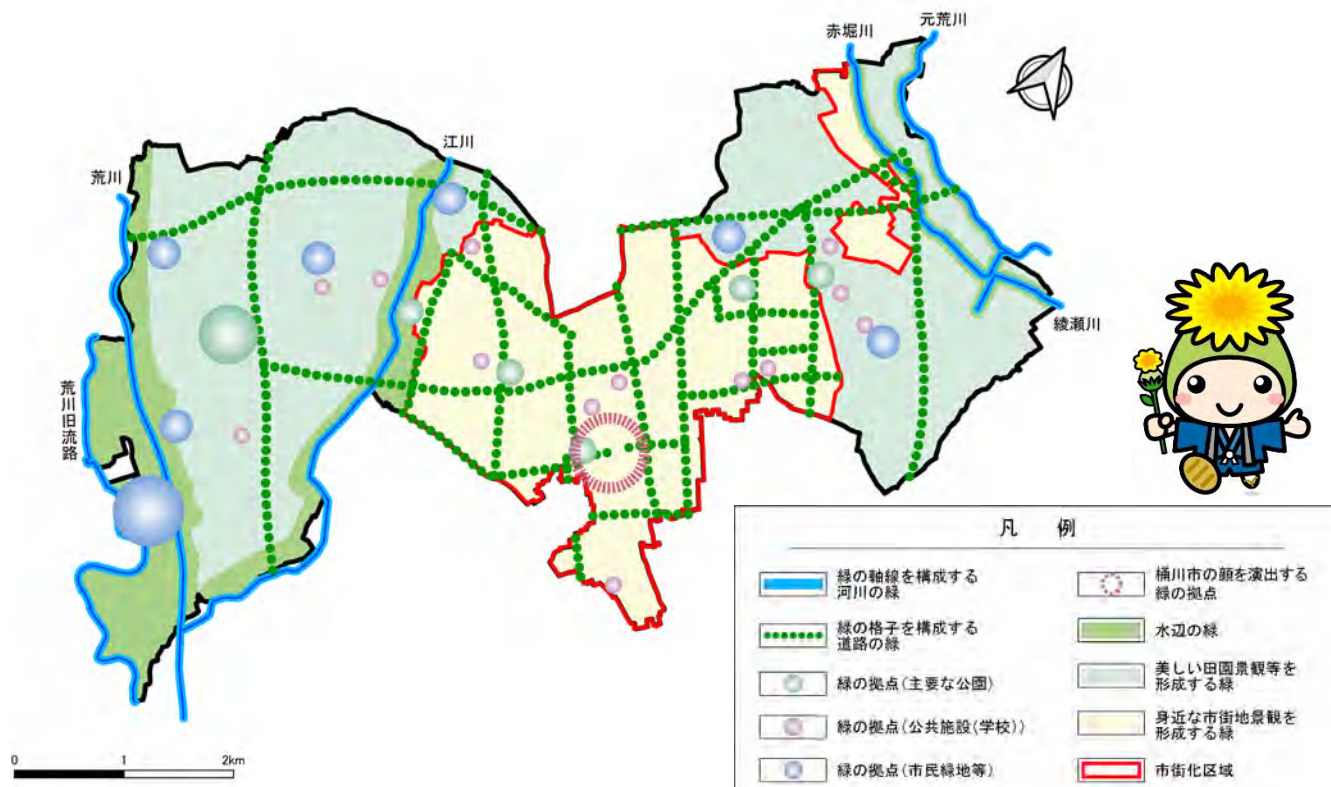
うるおいと歴史をつなぎ 皆で育む みどりと調和したまち おけがわ

多様な機能を持つ緑を河川の緑による「緑の軸線」、道路の緑による「緑の格子」、公園や史跡などの緑による「緑の拠点」でつなぎ、「水と緑のネットワーク」を形成するとともに、市民等、事業者、行政が協働による緑のまちづくりを推進することにより、将来へ継承していきます。

今後は、緑の質・量両面での確保を目指し、人と自然が共生した調和のある緑の都市を創造するため、上記の将来像を掲げます。

将来像図

本編 P47



緑のまちづくりの将来像を実現するため、4つの基本方針を示します。

《基本方針1》

かけがえのない緑を 守り・活かす



●荒川、江川、元荒川などの河川やその周辺の水辺の緑は、多様な動植物の生息域となっています。これらの緑を保全するとともに、生物多様性を守り、生態系を保全するため活用を図るなど、ネイチャーポジティブを目指します。

●河川敷、河川沿いの農地、樹林地などは、下流の水害発生や住宅地への浸水を抑制する働きがあります。このような水害発生時に保水機能を有する緑を保全し、活用を図ります。

●古くからの植生を残す屋敷林、里山と呼ばれる雑木林、斜面林等の樹林地、美しい田園景観等を形成する農地など、地域の資源となる緑を保全し、活用を図ります。

●泉福寺等の社寺林、原山古墳群等の歴史的資源を取り囲む樹林地など、地域の文化や歴史景観を形成する緑を保全し、活用を図ります。

《基本方針2》

水と緑を つなぐ



●荒川、江川、元荒川などの河川やその周辺について、広域にわたる水と緑を良好な状態で保全することによって「緑の軸線」の形成を目指します。

●幅員 16m以上の都市計画道路について、植樹帯などによる道路緑化等によって「緑の格子」の形成を目指します。

●城山公園等の市内各所に位置する公園や学校などを「緑の格子」にふくらみを持たせる「緑の拠点」と位置づけ、緑化を推進します。

●「緑の軸線」「緑の格子」「緑の拠点」をつなぎ、公共空間の緑による「水と緑のネットワーク」を形成し、潤いのあるまちづくりを目指します。

●防災機能を有する公園の整備や道路緑化等により、安全を守る公共空間の緑の整備を推進します。

《基本方針3》 身近な緑を 育み・ふれあう



●桶川駅周辺を「桶川の顔」として緑の演出を図るほか、市民等の生活環境に潤いや快適さを与える公園や住宅地などの身近な緑を確保し、緑豊かな市街地を目指します。また、身近な緑を育み、緑化を推進するための制度の活用について検討します。

●レクリエーション需要に対応する公園等の整備など、ふれあいを生み出す多様な緑の整備を推進します。



《基本方針4》 市民等、事業者、行政の 協働による緑のまちづくり



●緑は、量的に確保していくだけでなく、どのように質を高めるか、また、どのように保全し活用するかが重要となります。このため、市民等、事業者、行政がともに考え、ともに活動することにより、協働による緑の保全と活用を図ります。

●協働を推進するため、市民等、事業者などに対し、緑のまちづくりに関する普及啓発等に努めます。



都市公園について、以下に示す方針による整備及び管理に努めます。

整備の方針

- ① 都市公園の計画的な整備
- ② 住民要望や緑の持つ機能を考慮した整備
- ③ 市民等との協働による整備



管理の方針

- ① 公園施設の安全性の確保
- ② 指定管理者制度等による維持管理
- ③ イベント等における活用



緑のまちづくりの目標

緑のまちづくりの方針等に基づき、以下のとおり緑のまちづくりの目標を設定します。

目標 1

市域面積の約 5 割を緑地として維持

かけがえのない緑を保全し活用するとともに、公園や緑地等の整備や地域制緑地の指定に努めることなどにより、目標年度である令和 26 年度（2044 年度）において、市域面積に対する緑地面積である緑地率について、約 5 割の維持を目指します。

	現況値（令和 6 年度）	目標値（令和 26 年度）
緑地率	47%	→ 約 5 割を維持

目標 2

公園の計画的な整備

今後整備する城山公園の未整備区域である三ツ木城跡や近隣公園等について、計画的な整備を推進するとともに、都市環境の保全、生物多様性の確保など、緑の持つ機能を考慮した多様な公園の整備に努め、緑の質の向上を目指します。

	現況値（令和 6 年度）	目標値（令和 26 年度）
都市公園面積	22 ha	→ 25 ha

目標 3

緑の満足度の向上

環境に関するアンケート調査では、「みどりの豊かさなどの自然環境」について、満足度（「満足」「やや満足」の合計）の割合は、約 66%となっています。将来にわたり、緑の質・量両面での確保に努め、緑の満足度の向上を目指します。

	現況値（令和 6 年度）	目標値（令和 26 年度）
「みどりの豊かさなどの自然環境」に対する満足度	66 %	→ 70 %

緑のまちづくりの方針等に基づき、緑のまちづくりの施策に取り組みます。

基本方針	主 な 施 策
基本方針 1 ① 多くの動植物の生息域となっている緑の保全と活用 ② 保水機能を持つ緑の保全 ③ 地域の資源となる緑の保全と活用 ④ 地域の文化や歴史景観を形成する緑の保全と活用	- 自然再生の推進、生態系保全のための地域制緑地の指定 - 荒川沿いの河川敷の保全、保水機能を持つ農地等の保全 - 市民緑地の保全と活用、農用地区域による農地の保全 - 地域の文化や歴史景観を形成する樹林地等の保全 など
基本方針 2 ① 河川の緑による「緑の軸線」づくり ② 道路の緑による「緑の格子」づくり ③ 公共施設の緑による「緑の拠点」づくり ④ 公共空間の緑による「水と緑のネットワーク」の形成 ⑤ 安全を守る公共空間の緑の整備	- 河川や水辺の緑の保全、荒川近郊緑地保全区域の保全 - 都市計画道路における街路樹等の整備 - 都市公園の適正な保全と管理、総合公園の整備、近隣公園の整備 「緑の軸線」「緑の格子」による「緑の回廊」の形成 - 防災機能を有する公園の整備 など
基本方針 3 ① 緑豊かな市街地の創造 ② ふれあいを生み出す多様な緑の整備	- 街区公園の整備、住宅地における生垣や庭木による緑化の推進 - ユニバーサルデザインに配慮した公園の整備 など
基本方針 4 ① 協働による緑の保全と活用 ② 協働による緑のまちづくりのための普及啓発等	- 協働による緑の管理、協働による緑の活用、関係機関等との協力 - ボランティア団体の活動の支援及び担い手の確保と育成 など

緑化重点地区

本編 P71-P80

緑化重点地区とは

本編 P72

緑化重点地区は、都市緑地法に基づき定められる地区で「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」とされています。本計画では、「緑のまちづくりの将来像」や「緑のまちづくりの基本方針」などの実現を目指し、緑化重点地区を設定します。

緑化重点地区の設定

本編 P72

本計画では、緑のまちづくりの核となる地区として、①荒川周辺地区、②江川周辺地区、③桶川駅周辺地区、④小針領家周辺地区の4地区を設定します。

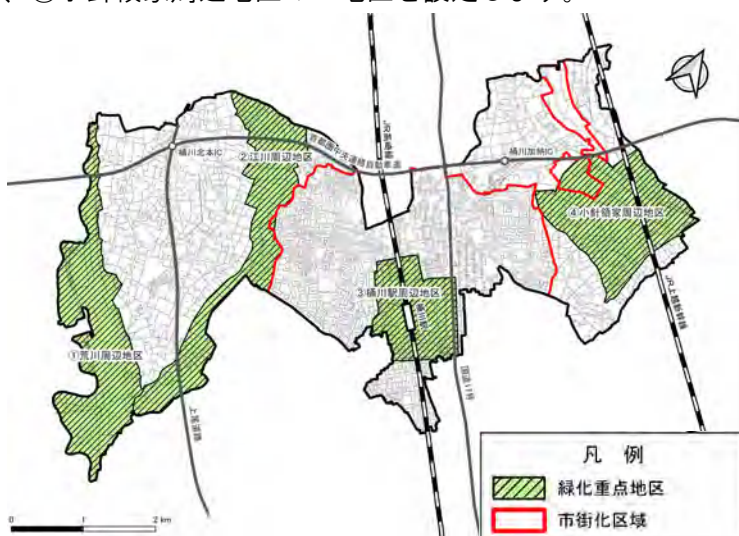


図 緑化重点地区位置図



荒川旧流路（中池）



サクラソビオトープ



駅西口公園



小針領家御ノ木市民緑地



桶川市
マスコットキャラクター
「オケちゃん」

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画 【概要版】

発行日
発行
企画・編集

令和7年3月
桶川市
桶川市環境経済部環境対策推進課
〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号
電話：048-786-3211（代表）
E-mail：kankyo@city.okegawa.lg.jp
市HP：https://www.city.okegawa.lg.jp